

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十五条の十三まで（現行のとおり） （防火対象物の工事等計画の届出等）</p> <p>第五十六条 一時的な使用のために行う場合を除き、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の七日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならぬ。ただし、建築基準法第六条第一項及び第六条の第二項の確認を受けた場合並びに同法第十八条第二項及び第四項の通知をした場合（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）は、この限りでない。</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第五十六条の二から第六十八条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第七まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十五条の十三まで（略） （防火対象物の工事等計画の届出等）</p> <p>第五十六条 一時的な使用のために行う場合を除き、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の七日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならぬ。ただし、建築基準法第六条第一項及び第六条の第二項の確認を受けた場合並びに同法第十八条第二項の通知をした場合（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）は、この限りでない。</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第五十六条の二から第六十八条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第七まで（略）</p>